

ゴールドマン・サックス・MMF-

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF

アイルランド籍／オープンエンド／契約型外国投資信託

運用報告書 (全体版)

作成対象期間
第 17 期

(自:2015年 1 月 1 日)
(至:2015年12月31日)

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。
さて、ゴールドマン・サックス・MMF- ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF(以下「ファンド」といいます。)は、このたび、第17期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

代行協会員

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

投資顧問会社

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル

管理会社

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービスズ・リミテッド

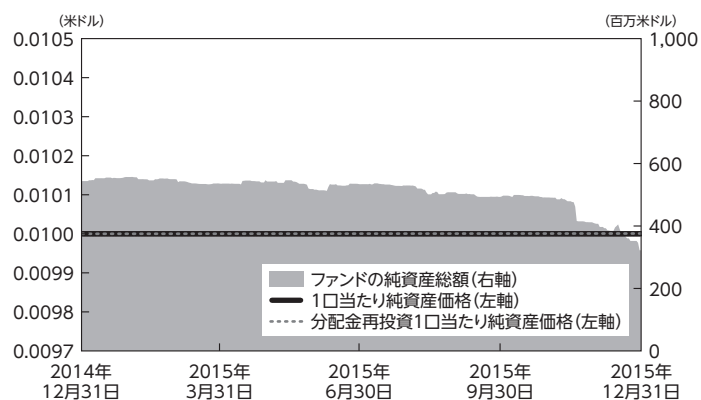
ファンドの仕組みは次のとおりです。

ファンド形態	アイルランド籍／オープン・エンド契約型外国投資信託
信託期間	無期限 (運用開始日：1999年4月30日)
繰上償還	ファンドまたはポートフォリオは以下の場合、以下の事情の発生についての通知をもって解散されることがあります。 (イ) 管理会社による場合 (i) 受益者またはかかるポートフォリオの受益者により、受益証券の買戻しを承認する特別決議が可決され、4週間以上6週間以内に通知がなされた場合 (ii) ポートフォリオのサプリメントに別段の規定がある場合を除き、受益証券の当初募集後いずれかの時点で、ポートフォリオの純資産総額が3,000万米ドルまたは外貨建ての相当額を下回った場合(ただし、受益者に対し4週間以上6週間以内の事前通知が当該期間の4週間以内になされることを条件とします。) (iii) ファンドまたはポートフォリオに対するアイルランド中央銀行の認可後1年を経過したいずれかの時点における場合(ただし、受益者に対し4週間以上6週間以内の事前通知がなされることを条件とします。) (iv) ファンドが認可投資信託としての資格を喪失した場合または管理会社がこの点についての法律意見を求めた上で、かかる資格を喪失する可能性が高いと判断した場合 (v) ファンドの存続を不適法、または管理会社の合理的な意見により非現実的または不適切にする法律が制定された場合 (vi) 管理会社が辞任の申し出をした後3ヶ月以内に、受託会社が信託証書の規定に基づき新任の管理会社を任命しなかった場合 (ロ) 受託会社による場合 (i) 管理会社が清算手続(組織変更または合併を目的として行われる受託会社により事前に書面をもって承認される条件に従った任意清算を除きます。)に入り、営業を中止し、または(受託会社の合理的判断により)受託会社が合理的な理由により承認しない法人または個人の支配に事実上服することになった場合 (ii) ファンドもしくはポートフォリオの存続を不適法、または受託会社の合理的な意見により非現実的または不適切にする法律が制定された場合 (iii) 受託会社が管理会社に対して書面により辞任の申し出をした後6ヶ月以内に、管理会社が信託証書の規定に基づき新任の受託会社を任命しなかった場合
運用方針	ファンドは、信用度の高い金融市場証券に分散投資するマスター・ファンドに実質的にその資産の全部を投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の当期利益を得ることを目的とします。 ファンドは、欧州証券・市場機構による、欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するガイドラインで定義された「短期マネー・マーケット・ファンド」の分類に従うものとします。
主要投資対象	ファンドは、その資産の全部または実質的に全部(いかなる状況においてもポートフォリオの純資産額の少なくとも90%)をマスター・ファンドに投資します。ファンドは当該マスター・ポートフォリオと同様の運用実績およびリスク要因を有すると予想されます。
ファンドの運用方法	ファンドは、いわゆるファンド・オブ・ファンズであり、米ドル・ポートフォリオがマスター・ファンドに対して、投資を行うことにより、その投資目的を追求します。
主な投資制限	●ポートフォリオは空売りをせず、空売りポジションを保有しません。 ●ポートフォリオは純資産総額の20%を超えて一信用機関に預託することはできません。(i) 欧州経済地域(EEA)の加盟国(EU加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)で承認された信用機関、(ii) EEA加盟国以外の1988年7月のバーゼル自己資本比率規制合意の調印国(スイス、カナダ、日本、アメリカ合衆国)で承認された信用機関、または、(iii) ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドで承認された信用機関以外の一信用機関への預託については10%を上限とします。この上限は、受託会社に預託する場合は20%に引き上げることができます。 ●ポートフォリオの純資産総額の10%を超えて借入れを行いません。ただし、買戻し請求に応じるためにのみ、一時的な借入れを行うことができます。 ●ポートフォリオは純資産総額の10%を超えて、資産を現金で保持したり、現金等価物に投資したりしません。
分配方針	ファンドの投資収益は各営業日に計算され、受取利息を含む純利益(インカム・ゲイン)および値上がり益(キャピタル・ゲイン)から、各営業日に分配され、当該月の最終営業日に再投資されます。 ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

I. 運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■当期の1口当たり純資産価格等の推移について



第16期末の1口当たり純資産価格

0.01米ドル

第17期末の1口当たり純資産価格

0.01米ドル (分配金額0.000001米ドル)

騰落率

0.01%

■1口当たり純資産価格の主な変動要因

ファンドの1口当たり純資産価格は0.01米ドルに維持されました。

当期のファンドの投資環境および運用経過につきましては、後記の「投資環境について」および「ポートフォリオについて」をご覧ください。

(注1) 騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。

(注2) 1口当たり分配金額は、税引前の分配金額を記載しています。以下同じです。

(注3) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。

(注4) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、第16期末の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。

(注5) ファンドにベンチマークは設定されていません。

■分配金について

当期(2015年1月1日～2015年12月31日)の1口当たり分配金(税引前)は下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配落日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

再投資日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 (対1口当たり純資産価格比率 ^(注1))	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額 ^(注2)
2015年 1 月31日	0.01米ドル	0.0000000620米ドル (0.0006199962%)	0.0000000620米ドル
2015年 2 月28日	0.01米ドル	0.0000000560米ドル (0.0005599969%)	0.0000000560米ドル
2015年 3 月31日	0.01米ドル	0.0000000620米ドル (0.0006199962%)	0.0000000620米ドル
2015年 4 月30日	0.01米ドル	0.0000000600米ドル (0.0005999964%)	0.0000000600米ドル
2015年 5 月31日	0.01米ドル	0.0000000620米ドル (0.0006199962%)	0.0000000620米ドル
2015年 6 月30日	0.01米ドル	0.0000000600米ドル (0.0005999964%)	0.0000000600米ドル
2015年 7 月31日	0.01米ドル	0.0000000620米ドル (0.0006199962%)	0.0000000620米ドル
2015年 8 月31日	0.01米ドル	0.0000000620米ドル (0.0006199962%)	0.0000000620米ドル
2015年 9 月30日	0.01米ドル	0.0000000600米ドル (0.0005999964%)	0.0000000600米ドル
2015年10月31日	0.01米ドル	0.0000000620米ドル (0.0006199962%)	0.0000000620米ドル
2015年11月30日	0.01米ドル	0.0000000600米ドル (0.0005999964%)	0.0000000600米ドル
2015年12月31日	0.01米ドル	0.0000000620米ドル (0.0006199962%)	0.0000000620米ドル

(注1)「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たり純資産価格比率(%) = $100 \times a / b$

a = 当該分配落日における1口当たり分配金額

b = 当該分配落日における1口当たり純資産価格 + 当該分配落日における1口当たり分配金額

(注2)「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額 = $b - c$

b = 当該分配落日における1口当たり純資産価格 + 当該分配落日における1口当たり分配金額

c = 当該分配落日の直前の分配落日における1口当たり純資産価格

(注3)2015年1月31日の直前の再投資日(2014年12月30日)における1口当たり純資産価格は、0.01米ドルでした。

■投資環境について

2015年12月31日に終了した1年間において世界の経済成長は不安定な動きを示しました。米国商務省は、2015年第1四半期の国内総生産(GDP)の成長率を0.6%と報告しました。米国経済はその後拡大し、GDPは2015年第2四半期に3.9%、第3四半期に2.0%に達しました。米国の第4四半期のGDP成長率の当初予想値は0.7%でした。当期終了後に発表された米国商務省の2016年1月の世界経済見通し(World Economic Outlook Update)において、国際通貨基金(IMF)が「先進国では、控えめで、ばらつきのある回復が続くと思われ、需給ギャップの一段の改善が緩やかに進むだろう。」と述べています。新興市場と新興国経済の状況は様ではなく、多くの場合、問題を抱えています。地域別の見通しでは、IMFは、2015年のユーロ圏の経済成長が2014年の0.9%から1.5%に改善すると予想しました。日本経済は2014年の0.0%から2015年には0.6%に拡大するとの見通しが示されました。それ以外の地域では、IMFは新興諸国の経済成長全般が2015年に減速し、成長率は2014年の4.6%に対し2015年は4.0%低下すると予想しました。最後に、米連邦準備制度理事会(FRB)が2015年12月の会合で約10年ぶりに利上げを行ったため、米ドルはユーロを含む多くの主要通貨に対し上昇しました。

当期中、国際債券市場は僅かに上昇しました。世界債券に対する需要は、投資家がリスク回避姿勢を高め安全資産に逃避したため、しばしば好調に推移しました。広く報道されたとおり、FRBは2015年12月に利上げを選択しました。米国以外の地域では、欧州中央銀行および日本銀行が金融緩和策を維持しました。世界経済成長の減速とコモディティ価格の急落を受けて、インフレ率は抑制され続けました。例えば、年初に1バレル当たり53ドルだった原油価格は、2015年12月31日時点で1バレル当たり37ドルをつけました。2015年12月31日終了年度のバークレイズ米国総合債券インデックスおよびバークレイズ・グローバル総合債券インデックス(米ドルヘッジ付き)のリターンは、それぞれ0.55%および1.02%でした。当期中、高リスクの固定利付き債券の当期のパフォーマンスは、強弱が交錯しました。2015年のバークレイズ米国ハイイールド社債インデックスで測った米国ハイイールド債市場のリターンは、4.47%低下し、J. P. モルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド・インデックスで測った新興国市場債券のリターンは1.23%でした。*

*すべてのリターンは、米ドル・ベースで表示されています。

■ポートフォリオについて

ファンド

運用方針に従い、当期を通じてファンドの資産をマスター・ファンドに投資しました。

マスター・ファンド

2015年2月に市場関係者は、連邦公開市場委員会(FOMC)の1月の会合の議事録に注目しました。議事録には、リバース・レポ(RPP)を巡って議論が大いに交わされたことが記され、委員会が金利正常化の中核的手段としてリバース・レポへの依存に、より積極的になっていることが示されました。討論は、(一時的に)翌日物リバース・レポに上限300億ドルを設定するか、および今後ターム物リバース・レポを使用するかといった点に及びました。当期後半には、一部の経済統計が予想を僅かに下回ったものの、経済統計は概ね予想を上回る展開となりました。6月にFOMCはその声明で、景気見通しの更新とフェデラル・ファンド・レート予想値を発表しました。声明は、住宅関連統計、家計支出および労働市場が足下で改善していることを認めた一方で、FOMC参加者は利上げサイクルのペースに懸念を表明しました。FOMCは最終的に2015年12月の会合で利上げに踏み切りました。かねてから予想されていたこの利上げは、米国の景気回復、特に労働市場および住宅市場の改善を示す経済統計が数ヶ月間続いたことを受けて行われました。イエレンFRB議長は、今後の利上げは緩やかに進める考えを強調しました。最初の利上げ以降、金融環境は、米ドル高などの影響で軟化しました。このことから、FRBが2016年内に3回を超す利上げを行う可能性は低いと思われます。

需給要因に加えて慎重なFRBの利上げに対する弊社の見通しを踏まえ、利回り水準に投資妙味があると考え、年末が近づくに連れ、利回りの上昇を活用しデュレーションを長期化しました。弊社は、高い水準の流動性を維持することに引き続き注力しました。短期金融市場の改革を2016年10月に控え、投資家の動きに備えて、マネー・マーケット業界全体で流動性を積み増し、デュレーションを短期化させています。当期中、弊社は当ファンドの加重平均残存期間を25日から40日の範囲で維持しました。弊社は、2016年に利上げの可能性あることを考慮し、さらにデュレーションを長期化させることは考えておりません。

(注) 一部の情報は、信頼できると考えられる情報源から入手していますが、弊社はその正確性、完全性または公正性を保証しません。弊社は、独自の確認を行うことなく、公的情報源から入手できる全ての情報の正確性および完全性に依拠し、これらを前提としています。

本情報は、市場活動全般、業種又はセクター別の動向、その他大まかな景気、市況、または政情について述べるものです。本書に記載される見解、意見および経済予想ならびに市況予想は、本書の日付現在の

ものであり、今後変更される可能性があります。本情報は、リサーチ、投資の助言として解釈されるべきではありません。

投資決定に関する記述は、弊社の投資手法または投資戦略の説明のみを目的とし、弊社の戦略全体の運用成果を示すものではありません。当該説明は、必ずしも他の投資決定を表象するものではありません。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「IV. ファンドの経理状況 (3) 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

ファンド

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMFの投資目的は、信用度の高い金融市場証券に分散投資するゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンドに実質的にその資産の全部を投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の当期利益を得ることです。

今後もこの投資方針に従い、引き続きゴールドマン・サックス・米ドル・MMFの運用を行います。

マスター・ファンド

マスター・ファンドであるゴールドマン・サックスUS\$リキッドリザーブズ・ファンドは、主に信用度の高い金融市場証券に分散投資を行うことにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の利益を得ることを目的として引き続き運用を行います。

(2) 費用の明細

項 目	項目の概要		
運用管理費用 (管理報酬等)	年間の報酬(管理報酬、管理事務代行報酬および受託報酬、登録・名義書換事務代行報酬、投資顧問報酬、販売報酬および代行協会員報酬、受益者サービス代行報酬等を含みます。)、費用および手数料の総額は、純資産総額の年率0.85%または投資顧問会社が同意するこれより少ない金額に制限されます。0.85%の上限は、受益者から事前に承認を得ることなく増額することはできません。かかる報酬、費用および手数料は、日々発生し、毎月末に後払いされます。 マスター・ファンドに投資することによりポートフォリオが負担することとなるマスター・ファンドの報酬、費用または手数料は、投資顧問報酬からポートフォリオに払い戻されることとなっています。 各報酬の支払い先および役務の内容は以下のとおりです。		
	報酬	支払い先	役務の内容
	投資顧問報酬	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(投資顧問会社)	ファンドに関する日々の投資運用業務
	管理事務代行報酬	BNYメロン・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッド(管理事務代行会社)	ファンドの純資産総額、1口当たりの純資産価格の計算等の日々の管理事務代行業務
	受託報酬	BNYメロン・トラスト・カンパニー(アイルランド)リミテッド(受託会社)	ファンドの資産の保管業務等の受託業務
	販売報酬	日本における販売会社	日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取次ぎ業務、運用報告書の交付業務、ファンドおよびファンドの投資環境に関する説明および情報提供業務
	代行協会員報酬	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(代行協会員)	目論見書の配布の手配、1口当たり純資産価格の公表、ファンドに関する文書の配布、およびこれらに付随する業務
	登録・名義書換事務代行報酬	RBCインベスター・サービスズ・アイルランド・リミテッド(登録・名義書換事務代行会社)	ファンド証券の登録・名義書換代行業務
	受益者サービス代行報酬	ゴールドマン・サックス・インターナショナル(受益者サービス代行会社)	受益者からの問い合わせへの対応、受益者の口座開設等の受益者サービス代行業務
	管理会社報酬	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービスズ・リミテッド(管理会社)	ファンド資産の運用・管理
	その他の費用(当期) (0.0716%)	目論見書・運用報告書・通知の作成・印刷費用、弁護士費用、監査費用、登録費用等 これらの費用は、上記でポートフォリオの純資産総額の0.85%までに制限される費用の中に含まれます。	

(注) 報酬については、目論見書に定められている料率を記しています。「その他の費用(当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

Ⅱ. 直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第8会計年度末 (2006年12月末日)	601,700	66,037	0.01	1.0975
第9会計年度末 (2007年12月末日)	706,211	77,507	0.01	1.0975
第10会計年度末 (2008年12月末日)	813,496	89,281	0.01	1.0975
第11会計年度末 (2009年12月末日)	704,957	77,369	0.01	1.0975
第12会計年度末 (2010年12月末日)	708,218	77,727	0.01	1.0975
第13会計年度末 (2011年12月末日)	700,068	76,832	0.01	1.0975
第14会計年度末 (2012年12月末日)	729,318	80,043	0.01	1.0975
第15会計年度末 (2013年12月末日)	650,960	71,443	0.01	1.0975
第16会計年度末 (2014年12月末日)	543,857	59,688	0.01	1.0975
第17会計年度末 (2015年12月末日)	322,140	35,355	0.01	1.0975
2015年1月末日	556,812	61,110	0.01	1.0975
2月末日	549,951	60,357	0.01	1.0975
3月末日	535,870	58,812	0.01	1.0975
4月末日	546,584	59,988	0.01	1.0975
5月末日	518,311	56,885	0.01	1.0975
6月末日	534,021	58,609	0.01	1.0975
7月末日	529,740	58,139	0.01	1.0975
8月末日	507,959	55,749	0.01	1.0975
9月末日	493,100	54,118	0.01	1.0975
10月末日	491,359	53,927	0.01	1.0975
11月末日	409,650	44,959	0.01	1.0975
12月末日	322,140	35,355	0.01	1.0975

(注1) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2016年4月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.75円）によります。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(2) 分配の推移

会計年度	分配金（注）
第8会計年度 (2006年1月1日－2006年12月31日)	1口当たり0.000431米ドル(0.047302円)
第9会計年度 (2007年1月1日－2007年12月31日)	1口当たり0.000455米ドル(0.049936円)
第10会計年度 (2008年1月1日－2008年12月31日)	1口当たり0.000201米ドル(0.022060円)
第11会計年度 (2009年1月1日－2009年12月31日)	1口当たり0.000013米ドル(0.001427円)
第12会計年度 (2010年1月1日－2010年12月31日)	1口当たり0.000001米ドル(0.000110円)
第13会計年度 (2011年1月1日－2011年12月31日)	1口当たり0.000001米ドル(0.000110円)
第14会計年度 (2012年1月1日－2012年12月31日)	1口当たり0.000001米ドル(0.000110円)
第15会計年度 (2013年1月1日－2013年12月31日)	1口当たり0.000001米ドル(0.000110円)
第16会計年度 (2014年1月1日－2014年12月31日)	1口当たり0.000001米ドル(0.000110円)
第17会計年度 (2015年1月1日－2015年12月31日)	1口当たり0.000001米ドル(0.000110円)

(注) 分配金は、当該期間中における1日毎の1口当たり分配金の合計額です。

(3) 販売及び買戻しの実績

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第8会計年度 (2006年1月1日 －2006年12月31日)	39,006,661,068 (39,006,661,068)	52,096,237,583 (52,096,237,583)	60,169,987,098 (60,169,987,098)
第9会計年度 (2007年1月1日 －2007年12月31日)	67,848,070,806 (67,848,070,806)	57,396,917,364 (57,396,917,364)	70,621,140,540 (70,621,140,540)
第10会計年度 (2008年1月1日 －2008年12月31日)	61,855,048,876 (61,855,048,876)	51,126,602,110 (51,126,602,110)	81,349,587,306 (81,349,587,306)
第11会計年度 (2009年1月1日 －2009年12月31日)	19,966,657,973 (19,966,657,973)	30,820,538,604 (30,820,538,604)	70,495,706,675 (70,495,706,675)
第12会計年度 (2010年1月1日 －2010年12月31日)	19,776,791,008 (19,776,791,008)	19,450,670,090 (19,450,670,090)	70,821,827,593 (70,821,827,593)
第13会計年度 (2011年1月1日 －2011年12月31日)	23,010,473,517 (23,010,473,517)	23,825,547,784 (23,825,547,784)	70,006,753,326 (70,006,753,326)
第14会計年度 (2012年1月1日 －2012年12月31日)	19,544,365,998 (19,544,365,998)	16,619,330,187 (16,619,330,187)	72,931,789,137 (72,931,789,137)
第15会計年度 (2013年1月1日 －2013年12月31日)	29,616,936,214 (29,616,936,214)	37,452,682,018 (37,452,682,018)	65,096,043,333 (65,096,043,333)
第16会計年度 (2014年1月1日 －2014年12月31日)	25,327,731,586 (25,327,731,586)	36,038,052,718 (36,038,052,718)	54,385,722,201 (54,385,722,201)
第17会計年度 (2015年1月1日 －2015年12月31日)	32,689,395,308 (32,689,395,308)	54,861,104,388 (54,861,104,388)	32,214,013,121 (32,214,013,121)

(注) () 内の数は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

Ⅲ. ファンドの現況

純資産額計算書

(2015年12月末日現在)

	米ドル (dを除く)	千円 (d、eを除く)
a 資産総額	322,661,034	35,412,048
b 負債総額	520,903	57,169
c 純資産総額 (a - b)	322,140,131	35,354,879
d 発行済口数	32,214,013,121口	
e 1口当たり純資産価格 (c / d)	0.01米ドル	1.0975円

IV. ファンドの経理状況

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、アイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項但書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース アイルランド（PricewaterhouseCoopers, Ireland）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2016年4月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.75円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(訳文)

ゴールドマン・サックス・MMFのサブ・ファンドである
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMFの受益者宛
独立監査人の監査報告書

財務書類に係る監査報告

監査意見

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMFの財務書類（以下「本財務書類」という。）に対する私どもの意見は、以下のとおりである。

- ・2015年12月31日現在におけるサブ・ファンドの資産、負債および財政状態、ならびに同日に終了した年度における運用成績の真実かつ公正な外観を提供している。
- ・アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計慣行に準拠して適正に作成されている。
- ・2011年欧州共同体規則（譲渡性のある有価証券への集合投資事業）（改正済）の要件に準拠して適正に作成されている。

監査範囲

本財務書類は、以下により構成されている。

- ・2015年12月31日現在の財政状態計算書、
- ・同日に終了した年度の包括利益計算書、
- ・同日に終了した年度の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書、
- ・2015年12月31日現在の投資有価証券明細表、ならびに、
- ・重要な会計方針の要約およびその他の説明情報を含む財務書類に対する注記

本財務書類の作成に適用された財務報告フレームワークは、アイルランド法およびアイルランドの財務報告評議会によって発行され、勅許会計士協会によって公表された会計基準（アイルランドで一般に公正妥当と認められる会計慣行）である。

財務報告フレームワークを適用するにあたり、管理会社は、重要な会計上の見積りに関する事項など、多くの主観的な判断を行っている。こうした見積りを行う際に、管理会社は、仮定を行い、将来の事象を検討している。

財務書類および監査に対する責任

私どもの責任および管理会社の責任

4 ページ（訳者注：原文のページ）に掲載されている管理会社の責任についての記載に詳述のとおり、管理会社は、真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する責任がある。

私どもの責任は、アイルランド法および国際監査基準（英国およびアイルランド）に従って財務書類を監査し、意見を表明することである。当該基準は、私どもが監査実務審議会の監査人倫理基準に準拠することを要求している。

監査意見を含む本報告書は、受益証券保有者のためにのみ作成されたものであり、それ以外の目的では作成されていない。私どもは、この監査意見を述べるにあたり、事前に同意書で明確に合意している場合を除き、他のいかなる目的に対しても責任を負わず、また、本報告書を閲覧するまたはこれを入手する可能性のある他のいかなる者に対しても責任を負うものではない。

財務書類の監査に関する事項

私どもは、国際監査基準（英国およびアイルランド）に従って監査を実施した。監査には、財務書類に不正または誤謬による重大な虚偽の表示がないことの合理的な保証を十分に得るために、財務書類上の金額および開示内容に関する証拠を得ることが含まれる。これには、以下についての評価が含まれる。

- ・会計方針がサブ・ファンドの状況に対して適切なものであり、継続して適用され、かつ適切に開示されているか否か
- ・管理会社が行った重要な会計上の見積りの妥当性
- ・財務書類の全体的な表示

私どもは、入手可能な証拠に照らして管理会社の判断を評価し、私ども独自の判断を行い、財務書類における開示を評価することによって、これらの領域における作業を重点的に実施した。

私どもは、私どもの結論の合理的基礎を得るために必要と考えられる範囲で、サンプリングやその他の監査手法を利用して情報のテストおよび検証を実施している。私どもは、内部統制の有効性のテスト、実証手続、またはその両方を組み合わせて実施することによって、監査証拠を入手している。

さらに、私どもは、本監査済財務書類との重大な不整合を識別するために、また監査の実施過程で私どもが得た知識に基づき著しく不正確であるか当該知識との重大な不整合があることが明白な情報を識別するために、年次報告書の財務および財務以外の情報をすべて通読する。私どもは、明白かつ重大な虚偽の表示または不整合に気付いた場合、私どもの監査報告書に対する影響を検討している。

//署名//

プライスウォーターハウスクーパース

勅許会計士および登録監査人

ダブリン

2016年4月22日

(※) 上記は、英文で作成された監査報告書原本の訳文として記載されたものです。訳文においては、原本の内容を正確に表すよう細心の注意が払われていますが、いかなる内容の解釈、見解または意見においても、原語で記載された監査報告書原本が本訳文に優先します。

**Independent Auditors' Report
to the Unitholders of Goldman Sachs US\$ Money Market Fund,
a Fund of Goldman Sachs Money Market Funds**

Report on the financial Statements

Our opinion

In our opinion, the financial statements of the Goldman Sachs US\$ Money Market Fund (the "financial statements"):

- give a true and fair view of the Fund's assets, liabilities and financial position as at 31 December 2015 and of its results for the year then ended;
 - have been properly prepared in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland; and
 - have been properly prepared in accordance with the requirements the European Communities (Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities) Regulations 2011 (as amended).
-

What we have audited

The financial statements comprise:

- the statement of financial position as at 31 December 2015;
- the statement of comprehensive income for the year then ended;
- the statement of changes in net assets attributable to holders of redeemable participating units for the year then ended;
- the schedule of investments as at 31 December 2015; and
- the notes to the financial statements which include a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

The financial reporting framework that has been applied in the preparation of the financial statements is Irish law and accounting standards issued by the Financial Reporting Council and promulgated by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland).

In applying the financial reporting framework, the Manager has made a number of subjective judgements, for example in respect of significant accounting estimates. In making such estimates, they have made assumptions and considered future events.

Responsibilities for the financial statements and the audit

Our responsibilities and those of the Manager

As explained more fully in the Statement of Manager's Responsibilities set out on page 4, the Manager is responsible for the preparation of the financial statements giving a true and fair view.

Our responsibility is to audit and express an opinion on the financial statements in accordance with Irish law and International Standards on Auditing (UK and Ireland). Those standards require us to comply with the Auditing Practices Board's Ethical Standards for Auditors.

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the unitholders as a body and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

What an audit of financial statements involves

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland). An audit involves obtaining evidence about the amounts and disclosures in the financial statements sufficient to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or error.

**Independent Auditors' Report
to the Unitholders of Goldman Sachs US\$ Money Market Fund,
a Fund of Goldman Sachs Money Market Funds**

This includes an assessment of:

- whether the accounting policies are appropriate to the Fund's circumstances and have been consistently applied and adequately disclosed;
- the reasonableness of significant accounting estimates made by the Manager; and
- the overall presentation of the financial statements.

We primarily focus our work in these areas by assessing the Manager's judgements against available evidence, forming our own judgements, and evaluating the disclosures in the financial statements.

We test and examine information, using sampling and other auditing techniques, to the extent we consider necessary to provide a reasonable basis for us to draw conclusions. We obtain audit evidence through testing the effectiveness of controls, substantive procedures or a combination of both.

In addition, we read all the financial and non-financial information in the Annual Report to identify material inconsistencies with the audited financial statements and to identify any information that is apparently materially incorrect based on, or materially inconsistent with, the knowledge acquired by us in the course of performing the audit. If we become aware of any apparent material misstatements or inconsistencies we consider the implications for our report.


PricewaterhouseCoopers
Chartered Accountants and Registered Auditors
Dublin

22 April 2016

1 財務諸表

(1) 貸借対照表

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF
 ゴールドマン・サックス・MMFのサブ・ファンド
 財政状態計算書
 2015年12月31日現在

	注記	2015年12月31日現在		2014年12月31日現在	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	3 (c), 6	322, 392, 307	35, 382, 556	543, 967, 400	59, 700, 422
未収収益	3 (b)	117, 025	12, 843	97, 833	10, 737
未収投資顧問報酬／販売報酬放棄額および未収払戻費用	7	151, 702	16, 649	158, 089	17, 350
資産合計		322, 661, 034	35, 412, 048	544, 223, 322	59, 728, 510
負債					
当座借越	3 (d), 12	3, 296	362	3, 362	369
未払分配金	10	—	—	199	22
未払管理会社報酬	7	10, 686	1, 173	—	—
未払投資顧問報酬	7	131, 962	14, 483	88, 567	9, 720
未払管理事務代行報酬	7	6, 135	673	3, 605	396
未払受託報酬	7	11, 251	1, 235	9, 609	1, 055
未払販売報酬および未払代行協会員報酬	7	89, 914	9, 868	125, 542	13, 778
未払名義書換事務代行報酬	7	52, 790	5, 794	12, 288	1, 349
未払監査報酬		18, 241	2, 002	18, 800	2, 063
未払受益者サービス代行報酬	7	—	—	4, 657	511
未払弁護士報酬		162, 790	17, 866	53, 459	5, 867
未払保険料		2, 013	221	7, 364	808
未払印刷費		21, 760	2, 388	31, 403	3, 446
未払取締役報酬	7	5, 540	608	2, 859	314
その他の負債		4, 525	497	4, 386	481
負債合計（買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産を除く）		520, 903	57, 169	366, 100	40, 179
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	8, 9	322, 140, 131	35, 354, 879	543, 857, 222	59, 688, 330

管理会社の取締役会を代表して

取締役

取締役

日付：2016年4月22日

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2) 損益計算書

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF
ゴールドマン・サックス・MMFのサブ・ファンド
包括利益計算書
2015年12月31日終了年度

17

	注記	2015年12月31日終了年度 米ドル	千円	2014年12月31日終了年度 米ドル	千円
収益					
受取配当金および受取利息	3 (b)	1, 289, 270	141, 497	1, 230, 739	135, 074
投資純収益		<u>1, 289, 270</u>	<u>141, 497</u>	<u>1, 230, 739</u>	<u>135, 074</u>
費用					
管理会社報酬	7	14, 762	1, 620	4, 998	549
投資顧問報酬	7	967, 844	106, 221	1, 227, 407	134, 708
管理事務代行報酬	7	30, 544	3, 352	30, 577	3, 356
受託報酬	7	19, 998	2, 195	19, 998	2, 195
販売報酬および代行協会員報酬	7	1, 120, 806	123, 008	1, 421, 198	155, 976
名義書換事務代行報酬	7	83, 187	9, 130	51, 261	5, 626
監査報酬		16, 258	1, 784	19, 006	2, 086
受益者サービス代行報酬	7	—	—	13, 346	1, 465
弁護士報酬		170, 069	18, 665	197, 785	21, 707
保険料		4, 848	532	5, 198	570
印刷費		23, 770	2, 609	36, 531	4, 009
取締役報酬	7	5, 361	588	6, 287	690
AIFM手数料		—	—	—	—
その他の費用		10, 490	1, 151	4, 213	462
費用合計		<u>2, 467, 937</u>	<u>270, 856</u>	<u>3, 037, 805</u>	<u>333, 399</u>
投資顧問報酬／販売報酬／受益者サービス代行報酬放棄額	7	(1, 215, 857)	(133, 440)	(1, 854, 233)	(203, 502)
運用費用合計		<u>1, 252, 080</u>	<u>137, 416</u>	<u>1, 183, 572</u>	<u>129, 897</u>
運用利益		<u>37, 190</u>	<u>4, 082</u>	<u>47, 167</u>	<u>5, 177</u>
財務費用					
買戻可能参加受益証券保有者への分配金	10	(37, 190)	(4, 082)	(47, 167)	(5, 177)
財務費用合計		<u>(37, 190)</u>	<u>(4, 082)</u>	<u>(47, 167)</u>	<u>(5, 177)</u>
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動		<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>

利益および損失は継続運用からのみ発生する。本包括利益計算書に計上されているもの以外に、利益および損失はなかった。

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF
 ゴールドマン・サックス・MMFのサブ・ファンド
 買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書
 2015年12月31日終了年度

	注記	2015年12月31日終了年度		2014年12月31日終了年度	
		米ドル	千円	米ドル	千円
期首における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		543,857,222	59,688,330	650,960,433	71,442,908
買戻可能参加受益証券発行受取額	8	326,893,953	35,876,611	253,277,316	27,797,185
買戻可能参加受益証券買戻支払額	8	(548,611,044)	(60,210,062)	(360,380,527)	(39,551,763)
期末における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		322,140,131	35,354,879	543,857,222	59,688,330

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF
 ゴールドマン・サックス・MMFのサブ・ファンド
 財務書類に対する注記
 2015年12月31日終了年度

1. 組織

ゴールドマン・サックス・MMF（以下「ファンド」という。）は、アンブレラ型ファンドとして組成された投資信託である。アイルランド中央銀行は、2011年欧州共同体の（譲渡性のある有価証券への集合投資事業）規則（改正済）（以下「UCITS規則」という。）に基づき、ファンドを認可した。

2015年9月30日付で、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド（以下「GSAMGS」という。）がファンドの管理会社として従事している。

管理会社は、ファンドおよび各サブ・ファンドの投資運用、管理事務および販売に対する責任を負っている。また、管理会社の職務にはリスク管理、評価、名義書換事務および分配が含まれる。管理会社は、これらの責任に関する特定の役割を、特定の関連会社および第三者に委任している。

2015年12月31日現在、ファンドは1つのサブ・ファンドであるゴールドマン・サックス・米ドル・MMF（以下「ポートフォリオ」という。）を保有しており、その資産のすべてまたは実質的にすべてを以下の表に詳述されているマスター・ファンドに投資している。

ポートフォリオ	通貨	マスター・ファンド	ポートフォリオの運用開始日
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF（以下「ポートフォリオ」という。）	米ドル	ゴールドマン・サックス・米ドル・リキッド・リザーブズ・ファンド（以下「マスター・ファンド」という。）－Xディストリビューション・クラス	1999年4月30日

マスター・ファンドは、アイルランド法に基づき組成された有限責任のオープン・エンド型投資会社であるゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシーのサブ・ファンドであり、かつ、UCITSとしてアイルランド中央銀行により認可されている。マスター・ファンドの年次報告書および監査済財務書類は、管理事務代行会社から入手することができる。

2. 投資目的

ポートフォリオは、信用度の高い金融市場証券に分散投資するマスター・ファンドに実質的にその資産の全部を投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の当期利益を得ることを目的とする。ポートフォリオの資産のうち、少額は随時、現金で保持されるかまたは現金等価物に投資されるが、いずれの段階においてもこれらへの投資はポートフォリオの純資産価額の10%を超えないとの理解である。

3. 重要な会計方針

(a) 財務書類の作成基準

ファンドは、2015年1月1日に発効した財務報告基準第102号（以下「F R S 第102号」という。）

「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」を適用している。ファンドはまた、2016年3月に公表され、2017年1月1日以降に開始する会計期間に適用される（早期適用は認められる）F R S 第102号の修正「公正価値ヒエラルキーの開示」を適用している。ファンドは当該修正の早期適用を選択した。従って、本財務書類は、F R S 第102号に従って作成された、ファンドの初回の年次財務書類である。ファンドは、F R S 第102号に従った2014年1月1日現在の財政状態計算書の期首の作成にあたり使用した会計方針を、表示される全期間を通じて過去よりずっと適用されてきたかのように首尾一貫して適用している。

F R S 第102号への移行措置により、従前に表示されたものと比較して財政状態または財務成績の報告額に対する変更はなかった。2014年1月1日現在の財政状態計算書の期首における資本、または従前の財務報告のフレームワークに従って確定したファンドの直近の年次報告書および財務書類において表示されている直近の期間日現在である2014年12月31日現在の財政状態計算書における資本に対する調整はなかった。

本財務書類はファンドの機能通貨である米ドルで表示されている。投資顧問会社は、当該通貨がファンドの原金融取引、事象および状況の経済効果を最も正確に表していると考えている。

本財務書類の作成は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計基準（アイルランド勅許会計士協会が公表し、財務報告評議会により発行された会計基準）およびU C I T S規則に従っている。

本財務書類は継続企業の前提に基づき作成されている。

本監査済年次財務書類の作成にあたり、管理会社の取締役は、本財務書類および添付の注記の報告額に影響を与えうる一定の見積りおよび仮定を行うことが要求される。管理会社の取締役が公正価値を算定するために一定の見積りおよび仮定を行うことを要求された場合については、財政状態計算書の負債項目および注記4を参照のこと。実際の結果は、かかる見積りと異なることがある。

本監査済年次財務書類は取得原価主義に基づいて作成されているが、損益を通じて公正価値で保有する金融資産および金融負債の再評価による修正が加えられている。

(b) 投資取引および関連投資収益ならびに運用費用

投資取引は取引日基準で計上される。実現損益は加重平均法に基づいている。受取配当金および支払配当金は配当落ち日に計上され、受取利息および支払利息は投資の年数にわたり実効利回りベースで計上される。受取利息は市場割引および当初発行割引の償却、ならびにプレミアム償却を含み、当該投資の年数にわたり収益に計上される。受取利息および受取配当金は、源泉徴収税（もしあれば）控除前の総額で認識される。

運用費用は発生主義で認識される。

取引費用は発生時に包括利益計算書に認識される。

(c) 有価証券に対する金融投資および評価

すべての金融商品に関する会計処理について、F R S 第102号に基づき、企業は以下のいずれかを適用することが要求されている。(a) F R S 第102号のセクション11「基本金融商品」およびセクション12「その他の金融商品に関する事項」のすべての要件、(b) 欧州連合において使用が選択された国際会計基準（以下「I A S」という。）第39号「金融商品：認識および測定」（以下「I A S 第39号」という。）の認識および測定に係る規定、ならびにセクション11およびセクション12の開示要件、(c) 国際財務報告基準（以下「I F R S」という。）第9号「金融商品」（以下「I F R S 第9号」という。）の認識および測定に係る規定、ならびにセクション11およびセクション12の開示要件。管理会社はファンドに代わり、I A S 第39号の認識および測定に係る規定、ならびにF R S 第102号のセクション11およびセクション12の開示要件を適用することを選択した。

i 分類

損益を通じて公正価値で測定する金融資産または負債は、売買目的保有に分類される、あるいは損益を通じて公正価値で測定することを指定された金融資産または金融負債である。売買目的保有に分類された金融資産には、集合投資スキームがある。

損益を通じて公正価値で測定されない金融資産には、未収金が含まれる。

ii 認識および認識の中止

ポートフォリオは、金融資産および金融負債を、当該投資の契約条項の当事者となった日付で認識する。金融資産および金融負債の購入および売却は、取引日に認識される。取引日より、金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる損益はすべて包括利益計算書に計上される。

金融資産は、当該投資からのキャッシュ・フローを受領する権利が消滅した時点、あるいはポートフォリオが所有に伴う実質的にすべてのリスクと経済価値を移転した時点で、認識が中止される。

iii 公正価値測定の原則

管理会社はファンドに代わり、I A S 第39号の認識および測定に係る規定を適用することを選択している。金融資産および金融負債は当初、取引価格で計上され、当初の認識以降、公正価値で測定される。「損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債」の公正価値の変動から生じる損益は、発生した期間に係る包括利益計算書において表示される。

受取勘定に分類される金融資産は、減損（もしあれば）控除後の取得原価で計上される。損益を通じて公正価値で測定される以外の金融負債は、取得原価で測定される。ファンドが発行した買戻可能参加受益証券から生じる金融負債は、買戻可能参加受益証券保有者に帰属するポートフォリオの純資産（以下「純資産」という。）の残存価額に対する受益者の権利を表す買戻価額で計上される。

すべての有価証券およびデリバティブの公正価値は、以下の方針に従って算定される。

(iii 1) 集合投資スキームへの投資

集合投資スキーム等のオープン・エンド型投資信託への投資の公正価値は、その英文目論見書に要約されているとおり、適用されるファンドの評価方針に従いファンドが提供する1口当り純資産価格に基づいている。

(iii 2) すべての有価証券

第三者の値付機関またはディーラーから時価が入手できない、ないしは取引値が著しく不正確であると判断される場合、当該投資の公正価値は評価技法を用いて算定される。評価技法には、直近の市場取引の使用、実質的に同一である他の投資有価証券の現在の公正価値の参照、割引キャッシュ・フロー分析または実際の市場取引で得られる価格について信頼性の高い見積額を提供しているその他の手法などがある。

かかる有価証券およびデリバティブは、評価者が算定する実現可能性の高い価値で評価される。

投資は、一般的に公正妥当と認められた会計原則に従い評価されており、公正価値算定のために一定の見積りおよび仮定の使用が要求される。これらの見積りおよび仮定は、入手可能な最良の情報に基づいているが、実際の結果はこれらの見積りと大きく異なることがある。

公正価値の算定に適格者が利用された有価証券については、注記4を参照のこと。

(d) 現金

現金は取得原価で評価され、公正価値に近似する。

(e) 外貨の換算

外貨建て取引は、取引日現在の実効為替レートで換算される。外貨建ての資産および負債は、期末日現在における為替の実効クロージング・レートで米ドルに換算される。外貨の換算、ならびに資産および負債の除却または清算に係る実現損益から生じる換算差額は、包括利益計算書に計上される。損益を通じて公正価値で測定する投資有価証券およびデリバティブ金融投資に係る為替差損益、ならびに現金および現金等価物を含む貨幣項目に係るその他すべての為替差損益は、包括利益計算書の実現投資純利益／（損失）または未実現投資利益／（損失）の純変動額に反映される。

(f) 財務費用

買戻可能参加受益証券の分配金は、包括利益計算書に財務費用として認識される。

(g) 買戻可能参加受益証券

ファンドによって発行されたすべての買戻可能参加受益証券は、投資家に対して、買戻日におけるポートフォリオの純資産に対する当該投資家の持分投資割合に相当する現金に買戻す権利を提供する。

F R S 第102号のセクション22「負債および資本」に準拠して、かかる受益証券は、買戻価額で財政状態計算書に負債として分類されている。ファンドは、英文目論見書に従い受益証券買戻しを行う契約責任を負っている。

4. 評価者が算定した評価額

かかる有価証券およびデリバティブは、評価者が算定する実現可能性の高い価値で評価される。評価者は管理会社により任命される。2015年12月31日終了年度における評価者はゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーであり、評価はゴールドマン・サックス・インベストメント・マネジメント・ディビジョン・コントローラーズ（以下「IMDコントローラーズ」という。）によって実施された。

5. 税金

アイルランドの現行法および慣行に基づき、ファンドは、1997年租税統合法（改正済）第739条Bに定義される投資信託としての資格を有している。したがって、ポートフォリオは、収益またはキャピタル・ゲインにアイルランド税を課されない。

ポートフォリオは、課金事象が発生した場合以外は、収益および利益にアイルランド税を課されない。課金事象には、受益者に対する分配金支払、もしくは受益証券の現金化、買戻しまたは譲渡、受益証券の処分または解約、あるいは当該受益証券の取得日から8年毎の受益証券のみなし売却が含まれるが、以下の者に対してはこの限りではない。

(a) 課金事象の時点で税務上、アイルランドの居住者でなく、アイルランドの通常の居住者でもない受益者で、ファンドにその旨の関連宣言書を提出した者、および

(b) 一定のアイルランド税の免除対象となっている居住者である受益者で、必要な署名の入った法定宣言書をファンドに提出した者

以下は、課金事象に含まれない。

(i) アイルランドの歳入委員会の命令で指定された認定決済システムにおいて保有される受益証券に関する取引

(ii) ポートフォリオの受益者への支払が行われない通常取引での、受益者によるポートフォリオの他の受益証券への交換

(iii) ファンドの適格な統合または再構築によって生じる受益証券と他のファンドの交換、または

(iv) 配偶者や前配偶者との間で一定の条件の下に行われた受益者による受益証券所有権の譲渡

ポートフォリオは、適切な宣言書がない場合は、課金事象の発生によりアイルランドの税金が課せられ、ポートフォリオは受益者から当該税金を源泉徴収する権利を留保する。ポートフォリオが受け取ったキャピタル・ゲイン、配当金および利息には、投資の発行体が本拠地を置く国の源泉徴収税を含む税金が課せられ、ポートフォリオの純資産価額（以下「NAV」という。）に影響を及ぼす可能性がある。こうした税金はポートフォリオまたはその受益者に還付されない可能性がある。

6. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産

F R S 第102号のセクション34の修正に従って、ファンドは公正価値測定をするにあたり、使用されたインプットの重要性を反映する公正価値ヒエラルキーを用いて、公正価値測定を分類することが要求されている。公正価値ヒエラルキーのレベルは以下のとおりである。

レベル1－同一の非制限の資産または負債について測定日において入手できる活発な市場における無調整の公表価格。

レベル2－直接的または間接的のいずれかに関わらず、活発でない市場における公表価格、または重要なインプット（類似証券の公表価格、金利、為替レート、ボラティリティおよびクレジット・スプレッドを含むがこれらに限定されない）が観測可能な金融商品。公正価値測定の算定にあたり評価者の仮定が含まれることがある。

レベル3－（公正価値測定の算定にあたり評価者の仮定も含めた）重要な観測不能なインプットが必要な価格または評価。

全体としての公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベルは、全体としての公正価値測定に対して重要であるインプットのうち最も低いレベルのインプットに基づき決定される。この目的のため、インプットの重要性は全体としての公正価値測定に対して評価される。公正価値測定が観測可能なインプットを使用する場合であっても、当該インプットが観測不能なインプットに基づく重要な調整を必要とする場合、当該測定はレベル3の測定である。全体としての公正価値測定に対する特定のインプットの重要性を評価するには、資産または負債に特有な要素を考慮し、判断が要求される。

以下の表は、F R S 第102号に従って公正価値で測定する金融商品の内訳を提供している。

2015年12月31日現在の公正価値で測定する金融資産				
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資－買建	322,392,307	—	—	322,392,307
合計	322,392,307	—	—	322,392,307

2014年12月31日現在の公正価値で測定する金融資産				
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資－買建	543,967,400	—	—	543,967,400
合計	543,967,400	—	—	543,967,400

7. 重要な契約および関連会社

管理会社

注記1に要約されている通り、2015年9月30日付で、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの完全所有間接子会社であるG S A M G Sがファンドの管理会社である。G S A M G Sは、日次で計上され毎月後払いで支払われる年間管理報酬を受領する資格を有している。

2015年9月30日より前においては、ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス・マネジメント（アイルランド）リミテッドがファンドの管理会社として従事し、ファンドの管理および運営に対する責任を負っていた。

投資顧問会社および副投資顧問会社

管理会社はファンドに代わり、ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（以下「投資顧問会社」という。）をポートフォリオの投資顧問会社に任命している。投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社をポートフォリオの副投資顧問会社に任命している。投資顧問会社は、マスター・ファンドについて稼得した報酬を含めたポートフォリオの買戻可能参加受益証券保有者に帰属する日々の平均純資産価額に対して、一定の年率で毎日計算される報酬を受領する資格を有している。

当年度中の実効年率は、以下のとおりであった。

	2015年12月31日	2014年12月31日
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF	0.19%	0.19%

2015年12月31日終了年度における投資顧問報酬は、以下のとおりであった。

	2015年12月31日		2014年12月31日	
	報酬合計	放棄額	報酬合計	放棄額
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF	967,844米ドル	566,576米ドル	1,227,407米ドル	894,896米ドル

ポートフォリオのマスター・ファンドへの投資に関して、マスター・ファンドが負担することとなっている年間の報酬および費用（投資運用報酬を含む）の総額は、0.05%を上限としている。

投資顧問会社および受託会社の報酬および費用ならびにマスター・ファンドの通常の運用および管理費用のポートフォリオの負担分を含む経常費用の総額は、現在、自主的に限度が設けられており、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する日々の純資産価額の年率0.85%を上限としている。

投資顧問会社は、ポートフォリオに関してプラスの正味利回りの維持を図るために、自主的な方針に従っている。これは報酬の放棄および費用の払戻し等のさまざまな形式を通じて達成される。プラスの利回り目標は、投資顧問会社の裁量によりその時々で異なる可能性があり、かかる情報はポートフォリオの実質的あるいはおおよその利回りを反映する手法でポートフォリオの受益者または一般に報告される可能性がある。利回り目標は、保証、実績の保証あるいは資本の保護と解釈されない。ファンドの英文目論見書は、ポートフォリオの主要な投資リスク等の詳細を提供している。

包括利益計算書および財政状態計算書における投資顧問報酬／販売報酬放棄額は、費用の上限の結果として放棄した金額、および／あるいはプラスの正味利回りを維持するための結果として放棄した金額により構成されている。

取締役の報酬

2015年9月30日付で、G S A M G Sはファンドの管理会社として従事している。管理会社の取締役は、スティーブン・デービス氏、バーバラ・ヒーリー氏、セオドア・ソティア氏およびグレン・ソープ氏である。バーバラ・ヒーリー氏は独立取締役であり、投資顧問会社またはその関連会社に対する執行権はない。ファンドは、独立取締役それぞれに管理会社の取締役としての業務に対する年間報酬を支払う。スティーブン・デービス氏、セオドア・ソティア氏およびグレン・ソープ氏は投資顧問会社の関連当事者であり、ファンドから報酬を受け取っていない。

2015年9月30日より前においては、G S M I Lがファンドの管理会社であった。管理会社の取締役は、フランク・エニス氏、マーク・ヒーニー氏、ユージーン・レーガン氏、アラン・シュッチ氏、セオドア・ソティア氏およびキャサリン・ユニアック氏であった。フランク・エニス氏およびユージーン・レーガン氏は独立取締役であり、投資顧問会社またはその関連会社に対する執行権はなかった。ファンドは、独立取締役それぞれに管理会社の取締役としての業務に対する年間報酬を支払った。マーク・ヒーニー氏、アラン・シュッチ氏、セオドア・ソティア氏およびキャサリン・ユニアック氏は投資顧問会社の関連当事者であり、ファンドから報酬を受け取らなかった。2015年3月5日付で、アラン・シュッチ氏が管理会社の取締役会を退任した。

管理事務代行会社

管理会社は、管理事務代行契約に従い、B N Yメロン・ファンド・サービスズ（アイルランド）デジグネイテッド・アクティビティ・カンパニーをファンドの管理事務代行会社（以下「管理事務代行会社」という。）に任命している。管理事務代行会社は、純資産価額の計算および財務書類の作成を含むポートフォリオ業務の管理事務に責任を負う。管理事務代行会社は、その業務に対して、報酬をポートフォリオの資産から毎月後払いで受領する。

受託会社

B N Yメロン・トラスト・カンパニー（アイルランド）リミテッドは、信託証書に従い、ファンドの受託会社として従事する。受託会社は、信託証書に従い、当該受託会社の保管組織において当該受託会社の管理のもとにポートフォリオの全資産の保護預りを行う。受託会社は、業務に対してポートフォリオの資産から報酬を毎月後払いで受領する。

2015年12月31日終了年度において、ポートフォリオに関する管理事務代行報酬および受託報酬は、50,542米ドル（2014年12月31日：50,575米ドル）であった。

販売会社および代行協会員

管理会社は、ファンドに代わり、ゴールドマン・サックス・インターナショナル（以下「G S I」という。）を受益証券の販売会社に任命している。G S Iは、ゴールドマン・サックス証券株式会社を日本における販売会社に、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を日本におけるポートフォリオの代行協会員に任命している。

ポートフォリオは、日本における販売会社および代行協会員に対し、両任務の報酬として合わせて、ポートフォリオの買戻可能参加受益証券保有者に帰属する日々の純資産価額に対する一定の年率を四半期毎の後払いで支払う。

当年度の実効年率は、以下のとおりであった。

	2015年12月31日	2014年12月31日
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF	0.22%	0.22%

2015年12月31日終了年度における販売会社報酬および代行協会員報酬は、以下のとおりであった。

	2015年12月31日		2014年12月31日	
	報酬合計	放棄額	報酬合計	放棄額
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF	1,120,806米ドル	617,371米ドル	1,421,198米ドル	959,338米ドル

名義書換事務代行会社

管理会社は、管理会社と名義書換事務代行会社との間で締結された登録・名義書換事務代行契約に基づき、R B Cインベスター・サービスズ（アイルランド）リミテッドをファンドの登録・名義書換事務代行会社（以下「名義書換事務代行会社」という。）に任命している。

管理会社は受益者サービスに対する責任を負っている。このサービスは管理会社報酬に含まれている。2015年9月30日に管理会社が任命されるより前においては、G S Iは、ヨーロピアン・シェアホルダー・サービスズ・グループを介して、ファンドの受益者に提供された投資家サービスに関する報酬を受領していた。この報酬は四半期毎に後払いで支払われていた。

2015年9月29日終了期間において、ポートフォリオに関する名義書換事務代行報酬31,910米ドルが放棄された（2014年12月31日：13,346米ドルが請求された）。

評価者

2015年12月31日終了年度および2014年12月31日終了年度において、管理会社の取締役は、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーを評価者代理に任命し、評価はゴールドマン・サックス・インベストメント・マネジメント・ディビジョン・コントローラーズ（以下「IMDディビジョン」という。）によって実施された。注記3も併せて参照のこと。

8. 資本

ポートフォリオの最低当初申込額は10.00米ドルである。最低継続投資額は0.01米ドルである。日本におけるすべての販売会社は、その裁量により、これらの額を上回る最低当初申込額および最低継続投資額を設定することができる。

資本の変動は、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書において示されている。ポートフォリオは必要に応じて買戻しを行うための十分な流動性を維持しつつ、受益証券の発行収入を適切な投資有価証券に投資している。

下表は、ポートフォリオの受益証券の変動を要約したものである。

	2014年12月31日 現在残高	申込口数	買戻口数	2015年12月31日 現在残高
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF				
米ドル受益証券（分配型）	54,385,722,201	32,689,395,308	(54,861,104,388)	32,214,013,121

	2013年12月31日 現在残高	申込口数	買戻口数	2014年12月31日 現在残高
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF				
米ドル受益証券（分配型）	65,096,043,333	25,327,731,586	(36,038,052,718)	54,385,722,201

9. 純資産価額（NAV）

ポートフォリオの純資産価額および受益証券1口当り純資産価格の内訳は、以下のとおりである。

	2015年12月31日現在		2014年12月31日現在	
	純資産価額	受益証券1口当り 純資産価格	純資産価額	受益証券1口当り 純資産価格
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF				
米ドル受益証券（分配型）	322,140,131米ドル	0.01米ドル	543,857,222米ドル	0.01米ドル

	2013年12月31日現在	
	純資産価額	受益証券1口当り 純資産価格
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF		
米ドル受益証券（分配型）	650,960,433米ドル	0.01米ドル

10. 配当金

ファンドは、買戻可能参加受益証券保有者に対して、ポートフォリオの受益証券に関する配当金を毎日宣言し、分配することができる。ファンドが宣言した配当金は、各受益者の選択により、現金で支払われるか、または受益証券に再投資される。配当金の宣言に際して、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産は、かかる配当金の金額分減少する。

以下の表は、ポートフォリオで宣言された配当金を要約したものである。

	2015年12月31日	2014年12月31日
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF	37,190米ドル	47,167米ドル

11. 金融投資および関連リスク

注記1に要約されているとおり、ポートフォリオは、ポートフォリオの資産のすべてまたは実質的にすべてをマスター・ファンドに投資している。

ポートフォリオの投資活動により、ポートフォリオは、金融投資ならびポートフォリオおよびマスター・ファンドが投資する市場に付随するさまざまな種類のリスク（以下「投資リスク」という。）にさらされている。ポートフォリオの投資ポートフォリオは、期末日現在、集合投資スキームから構成されている。管理会社の取締役会は、ポートフォリオの投資リスクを管理するために投資顧問会社を任命している。ポートフォリオがマスター・ファンドを通じてさらされる金融リスクのうちで重要なものは、市場リスク、流動性リスクおよび信用リスクである。英文目論見書には、これらのリスクやその他のリスクの詳細が記載されており、その一部は本財務書類に記載の内容に対する追加情報である。

マスター・ファンドの資産配分は、マスター・ファンドの投資顧問会社によって決定され、同社は注記2に詳述されている投資目的を達成するために資産配分を管理する。マスター・ファンドの投資目的の達成は、リスクを伴うものである。マスター・ファンドの投資顧問会社は、投資決定に際し、分析、調査およびリスク管理手法に基づき判断を行う。ベンチマークおよび／または資産配分目標からの乖離ならびにポートフォリオの構成は、マスター・ファンドの投資顧問会社によってモニターされる。

ポートフォリオおよびマスター・ファンドの投資顧問会社が採用するリスク管理方針の詳細は、以下のとおりである。

(a) 市場リスク

ポートフォリオの投資先である、マスター・ファンドのポートフォリオに対する投資の公正価値が変動する可能性を市場リスクという。一般に用いられる市場リスクのカテゴリーには、通貨リスク、金利リスクおよびその他の価格リスクが含まれる。

- (i) 通貨リスクは、スポット価格、先渡価格および為替レートの変動に対するエクスポージャーによって生じる可能性がある。
- (ii) 金利リスクは、利回り曲線の水準、勾配および曲率の変化、金利の変動、モーゲージの期限前償還率ならびに信用スプレッドに対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。
- (iii) その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる以外の市場価格の変動の結果、投資の公正価値が変動するリスクであり、個別銘柄株式、株式バスケット、株価指数およびコモディティの価格の変動およびボラティリティに対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。

マスター・ファンドの市場リスク戦略はマスター・ファンドの投資目的によって決定される。

市場リスクは、リスク予算編成方針の適用を通じて管理される。投資顧問会社は、リスク予算編成フレームワークを用いて、予想または推定（すなわち見通し）トラッキング・エラーと一般に称される適切なリスク・ターゲットを決定する。

ゴールドマン・サックスの市場リスク分析グループ（以下「IMD MRA」という。）は、投資顧問会社が選択した市場リスクを独立してモニタリング、分析および報告する責任を負う。IMD MRAは、感応度、ボラティリティおよびバリュエーション・リスクのモニタリングを含む市場リスクをモニターするために、さまざまなリスク指標を使用する。IMD MRAは、年2回以上の頻度で取締役会に市場リスクについての報告を行う。

報告日現在のポートフォリオの投資ポートフォリオの詳細については、投資有価証券明細表において開示されている。

（i）通貨リスク

ポートフォリオが投資するマスター・ファンドは、当該ポートフォリオの機能通貨建て資産にのみ投資しているため、通貨リスクにはさらされていない。

（ii）金利リスク

ポートフォリオが投資するマスター・ファンドは、固定利付証券に投資することができる。特定の有価証券に関連する金利の変動により、投資顧問会社は契約終了時または有価証券売却時に類似の水準のリターンを確保することができなくなる可能性がある。また、金利の変動または将来の予測レートの変動により、保有する有価証券の価値の増減が生じる可能性がある。一般に、金利が上昇すれば固定利付証券の価値は下落する。金利の下落により一般にそれとは逆の効果が生じる。すべての固定利付証券および変動利付証券は、それぞれのクーポン・レートおよび満期日とあわせてマスター・ファンドの投資有価証券明細表に開示されている。

期末日現在、ポートフォリオの唯一の投資は、マスター・ファンドであった。マスター・ファンドは、加重平均の最長満期日が60日間のマネー・マーケット・ファンドである。基礎となるマスター・ファンドに対する投資の性質上、マスター・ファンドのNAVは金利およびその他の市況の変動に対して非常に感応度が低いと予想されている。しかし、基礎となるマスター・ファンドの利回りは、オーバーナイトレートおよび他の現行のマネー・マーケットのベンチマークの変動と一致して変動すると予想している。

(iii) その他の価格リスク

その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる以外の市場価格の変動の結果、金融投資の価値が変動するリスクであり、個々の投資有価証券またはその発行体に固有の要因、あるいは市場における金融投資に影響を及ぼす他の何らかの要因により発生する。

ポートフォリオの集合投資スキームへの投資は、その英文目論見書に要約されているとおり、適用されるファンドの評価方針に従いファンドが提供する1口当り純資産価格に基づいている。集合投資スキームの資産は、一般的に独立した第三者の管理事務代行会社またはその他のサービス提供者により評価されると予測されるが、一部の証券またはミューチュアル・ファンドのその他の資産は、容易に確認することができる市場価格がない状況があるかもしれない。そのような場合、関連するミューチュアル・ファンドの管理会社は、かかる証券または商品进行评估することが要求される可能性がある。

ポートフォリオは、その他の価格リスクに対する重要なエクスポージャーを有していない。

通貨、金利およびその他の価格リスクは、上述の総合的な市場リスク管理プロセスの一環としてマスター・ファンドの投資顧問会社によって管理される。

(b) 流動性リスク

流動性リスクとは、ポートフォリオが現金またはその他の金融資産の受渡しにより決済される金融負債に関する債務の履行において困難に直面するリスクである。特に流動性が低下する恐れがあるのは、担保付および／または無担保の資金調達源を確保できない場合、資産が売却できない場合、予測できない現金または担保の流出が起きた場合である。このような状況は、一般市場の混乱、あるいはポートフォリオまたは第三者に影響を与えるオペレーション上の問題など、ポートフォリオの管理の及ばない状況により発生することがある。さらに、資産売却能力は、他の市場参加者が同時期に類似の資産を売却しようとする場合に低下する可能性がある。

ポートフォリオのマスター・ファンドへの投資は、ポートフォリオにより課される買戻し制限よりもさらに厳しい制限を受ける可能性がある。これにより受益者に対して、英文目論見書に要約されているとおり、ポートフォリオにより提供される買戻日よりも買戻しの頻度が低くなる。

ポートフォリオは、受益証券の発行および買戻しを規定しており、そのため、英文目論見書の条件に従った受益者の買戻しに関連する流動性リスクを負っている。ポートフォリオは、通常の流動性のニーズを満たすのに十分であると投資顧問会社が判断した流動性の高い投資を含めるよう管理されているが、ポートフォリオの受益証券の大規模な買戻しによって、ポートフォリオは通常の見積り資金の調達として望ましいレベルよりさらに迅速に投資を流動化することが要求される可能性があり、その関係でポートフォリオが取得した基礎となる投資の流動性が変動してポジションにマイナスの影響を与える可能性がある。買戻しに対応するために流動性の高い資産をさらに売却する必要性が生じた場合、これらの要因により、買戻される受益証券および残存する受益証券の価値ならびにポートフォリオの残存資産の流動性にマイナスの影響を与える可能性がある。

ポートフォリオの英文目論見書は、受益証券を毎日発行し、毎日買戻しを行うことを規定している。ポートフォリオは、そのため、受益者の買戻しに対応する流動性リスクを負っている。

2015年12月31日現在におけるポートフォリオのマスター・ファンドに対する投資は、マスター・ファンドの純資産の0.92%である（2014年12月31日現在：1.84%）。

以下の表は、ポートフォリオの純資産の10%超を保有する受益者の内訳である。

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF

2015年12月31日現在		2014年12月31日現在	
受益者 1 ¹	22.86%	受益者 1 ²	22.07%
受益者 2 ¹	22.71%	受益者 2 ²	21.00%
受益者 3 ¹	21.47%	受益者 3 ^{1, 2}	19.97%
その他の受益者 ¹	32.96%	受益者 4	12.33%
合計	100.00%	その他の受益者 ²	24.63%
		合計	100.00%

1 受益者は販売会社である。

注：受益者は特定の期末日における保有高の順に示されている。したがって、2015年12月31日の受益者 1 は2014年12月31日の受益者 1 と同一ではない可能性がある。

2015年12月31日および2014年12月31日現在、すべての金融負債は期末から3ヶ月以内に支払期限の到来するものであった。

(c) 信用リスク

信用リスクおよび相手方リスクとは、金融投資の一方の当事者が債務を履行しないために、もう一方の当事者に金融損失が生じるリスクである。

マスター・ファンドの投資顧問会社は、相手方との取引に関連した信用リスクを軽減するための対策をとっている。相手方と取引を行う前に、投資顧問会社またはその関連当事者は、相手方、その事業および風評の信用分析を行い、信用度と風評の双方を評価する。承認された相手方の信用リスクは以後継続的にモニターされ、必要に応じて財務書類および中間財務報告のレビューが定期的に行われる。

ポートフォリオおよびマスター・ファンドは、受託会社の破綻、管理、清算あるいは債権者からのその他の法的保護（以下、「インソルベンシー（支払不能）」という。）に関連するさまざまなリスクを負っている。当該リスクには以下の損失が無制限に含まれる。

1. 受託会社が保管する資金のうち、受託会社側で顧客資金として取り扱われていないすべての資金の損失
2. 受託会社が管理会社と同意している手続き（もしあれば）に従って顧客資金として取り扱うことができなかったすべての資金の損失
3. 適切に分離されていないため受託会社側で識別がなされていないファンドが保有するいずれかの有価証券（以下、「信託資産」という。）、あるいは受託会社により、もしくは受託会社において保管されている顧客資金の一部またはすべての損失
4. 受託会社による不適切な口座管理に起因する、もしくは関連する信託資産の識別および譲渡の過程に起因する資産、および／あるいは、インソルベンシーの管理費用に該当する控除を含む顧客資金の一部またはすべての損失
5. 残高譲渡の受領および関連資産に対する支配権の回復における長期遅延に起因する損失

インソルベンシーは、ポートフォリオの投資活動に対して深刻な中断を招く原因となりうる。状況次第では、これにより、管理会社の取締役が純資産価額の計算および受益証券の取引を一時的に停止させる可能性がある。

2015年12月31日現在、信用リスクにさらされていた金融資産は、集合投資スキームへの投資およびその他の債権であった。金融資産の帳簿価額は、報告日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく反映している。

報告日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーの内訳は以下のとおりである。

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF	2015年12月31日現在	2014年12月31日現在
資産	米ドル	米ドル
集合投資スキーム	322, 392, 307	543, 967, 400
未収収益	117, 025	97, 833
未収投資顧問報酬／販売報酬放棄額および未収払戻費用	151, 702	158, 089
資産合計	322, 661, 034	544, 223, 322

下記の他に、2015年12月31日および2014年12月31日現在、信用リスクが買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の5%を超えて集中している相手方または発行体はなかった。

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF		2015年12月31日現在	2014年12月31日現在
名称	関係	純資産比率 (%)	純資産比率 (%)
ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンドーXディストリビューション・クラス ¹	集合投資スキームの相手方	100.08	100.02

1 ゴールドマン・サックス・MMFの関係ファンド。

(d) 追加的リスク

(i) 集中リスク

ポートフォリオは限られた数の投資および投資テーマに投資を行うことがある。投資先の数が制限されることにより、それぞれの投資のパフォーマンスが全体のパフォーマンスに与えるプラスまたはマイナスの影響を大きくすることがある。

(ii) オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、情報、通信、取引の処理手続および決済、ならびに会計処理システムの欠陥によって生じる潜在的損失である。2ページ（訳者注：原文のページ）に記載されているファンドのサービス提供会社（副保管会社を含む）は、オペレーショナル・リスクを管理するための統制および手続を維持している。サービス提供会社のサービスレベルの見直しは、投資顧問会社により定期的に行われる。これらの措置が100パーセント有効であるという保証はない。

(iii) 法律、税制および規制リスク

法律、税制および規制の変更により、ポートフォリオは、ポートフォリオの継続期間中にマイナスの影響を受ける可能性がある。

税金について、ポートフォリオは、ポートフォリオが投資する一定の税務管轄地においてキャピタル・ゲイン、利息および配当金に係る税金を課されることがある。

税務当局による税法の解釈および適用は、明確性や一貫性に欠けることがある。課税される可能性が高く、かつ見積可能な税金は、負債として計上されている。しかし、一部の税金は不確実であるため、当年度および過年度の税務ポジションを担当している税務当局が将来行う措置、解釈または判断によっては、税金負債の追加、利息および罰金が生じる可能性がある。会計基準が変わり、それに伴い、潜在的な税金負債に対してポートフォリオの債務が発生または消滅する可能性もある。したがって、現在は発生する可能性が低い一定の潜在的な課税によって、将来ポートフォリオに追加の税金負債が生じる可能性があり、こうした追加負債は重大なものとなる可能性がある。前述の不確実性により、NAVはファンドの申込時、買戻時または持分交換時を含め、ポートフォリオが最終的に負担すべき税金負債を反映していない可能性があり、これはその時点において投資家に悪影響を及ぼす場合がある。

英文目論見書には、本財務書類中に開示されていないリスクの詳細が記載されている。

12. 当座借越

当座借越は以下の金融機関において発生している。

相手先	用途	2015年12月31日現在		2014年12月31日現在	
		米ドル	純資産比率 (%)	米ドル	純資産比率 (%)
バンク・オブ・ニュー ヨーク・メロン・エス エー／エヌブイ	a)	3,296	0.00%	3,362	0.00%

a) 非制限－保管会社現金口座

13. キャッシュ・フロー計算書

管理会社はファンドに代わり、F R S 第102号セクション7「キャッシュ・フロー計算書」に従って、オープン・エンド型投資信託に適用される免除規定を選択し、キャッシュ・フロー計算書を作成していない。

14. ポートフォリオ変動計算書

マスター・ポートフォリオの変動は、期中において購入価額合計の1%を超えた有価証券の購入額総計、および売却価額合計の1%を超えた売却額総計を反映している。マスター・ポートフォリオの変動は、29ページ（訳者注：原文のページ）に記載されている。

15. ソフト・コミッション

管理会社は（ファンドに代わり）、2015年12月31日終了年度および2014年12月31日終了年度において、第三者との間にいかなるソフト・コミッション契約の締結をしていない他、調査および／または取引に関するコミッションの支払いもなかった。

16. 英文目論見書

ファンドの直近の英文目論見書は2015年9月30日付で発行された。

17. 偶発債務

2015年12月31日および2014年12月31日現在、偶発債務はなかった。

18. 取引費用

取引費用は、他ファンドに対する持分及び投資の売買に関連するブローカー・コミッション料、市場手数料および税金と定義されている。保管会社による取引費用は包括利益計算書の受託報酬に含まれている。

注：ベンチマーク・リターンは、都度の課税を例外として、取引費用に含めない。

19. 後発事象

2015年12月以降、ファンドに影響を与える重要な事象は発生していない。

20. 補償

管理会社は、ファンドに代わり、さまざまな補償を含む契約を締結する場合がある。当該契約に基づくファンドの最大エクスポージャーは不明である。しかし、ファンドは過去において、当該契約に従った請求または損失はなかった。

21. 財務書類の承認

管理会社の取締役会は、2016年4月22日に本監査済財務書類を承認した。

(3) 投資有価証券明細表等

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF
 ゴールドマン・サックス・MMFのサブ・ファンド
 投資有価証券明細表
 2015年12月31日現在

保有高	銘柄	利回り ^(a)	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
U C I T S 集合投資スキーム				
322, 392, 307	ゴールドマン・サックスUS \$ リキッド・リザーブズ・ファンドーXディストリビューション・クラス ^{(b) (c)}	0.45%	322, 392, 307	100.08
U C I T S 集合投資スキーム合計			322, 392, 307	100.08
投資合計－買建			322, 392, 307	100.08
投資合計				
U C I T S 集合投資スキーム			322, 392, 307	100.08
その他の資産および負債			(252, 176)	(0.08)
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産			322, 140, 131	100.00

(a) ゴールドマン・サックスUS \$ リキッド・リザーブズ・ファンドの金利は、2015年12月31日現在の実効利回りを表している。

(b) ゴールドマン・サックス・MMFの関係ファンド。

(c) 資産合計の99.93%を表している。

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

V. お知らせ

該当事項はありません。